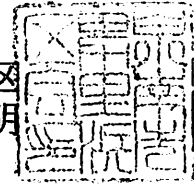


令和5年4月24日

泉南清掃事務組合
管理者 山本優真 様

泉南市男里浜区
区長 和田公明



総合運動場（ゲートボール場）転用に関する要望書

総合運動場（ゲートボール場）は、以下の経緯をもとに建設されました。

- * 昭和51年、大阪地裁岸和田支部に「泉南清掃事務組合は、ごみ焼却場の土地に、粗大ゴミ、塵芥およびその焼却灰を、腐食し、悪臭を放ち、あるいは風で飛散するような状態で放置してはならない。」という仮処分を申請。7月2日付けで仮処分命令が出される。
- * 昭和52年、上記仮処分命令の不履行を理由に大阪地裁岸和田支部に損害賠償請求を提起した。
- * 昭和55年、和解による訴訟の終結。
- * 昭和56年、和解条件として、「温水プール建設、総合運動場建設、大里川下流域・水門付近の浚渫工事」を確認する。
- * 昭和63年、排熱利用による温水プールの設置。総合運動場建設はゲートボール場として設置。浚渫工事も一応行われる。

その後、総合運動場（ゲートボール場）は、駐車場に転用され今日に至っています。本年4月19日に、泉南清掃事務組合は駐車場転用に関する男里浜区との合意書面はなく、転用願いも未提出だと説明しました。当時の男里浜区役員に尋ねたところ、転用の相談はなく、了承した記憶がないとのことでした。

つきましては、男里浜区に総合運動場（ゲートボール場）転用願いを提出してください。